

港区客引き行為等の防止に関する条例新旧対照表(第一条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第九条 区長は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものに対し、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和三年六月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第九条 区長は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものに対し、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区暴力団排除条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第十条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものは、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和三年六月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第十条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものは、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>